

多久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 1 3 号

多久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

多久市下水道事業の設置等に関する条例（令和 4 年多久市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 2 4 日）から施行する。